

1 目的 規制区域の指定に当たって必要な基礎調査の実施の考え方や手順を示すことにより、円滑な基礎調査の実施及び適正な規制区域の指定の促進を図り、もって宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に資することを目的とする。

2 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要であり、基礎調査に当たっては、人命を守るため必要十分なエリアが規制区域に指定されるよう留意することが重要。

4 用語の定義

保全対象、集落、市街地・集落等、市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域 等

5 規制区域の指定の考え方

①宅地造成等工事規制区域

次のいずれかに該当する区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除く区域とする。

- ▶都市計画区域
- ▶準都市計画区域
- ▶地域開発計画等策定区域
- ▶現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域（必要に応じ既に開発行為が行われた区域を含む。）
- ▶集落の区域
- ▶その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域
- ▶上記の区域に隣接・近接する土地の区域

3 想定する災害

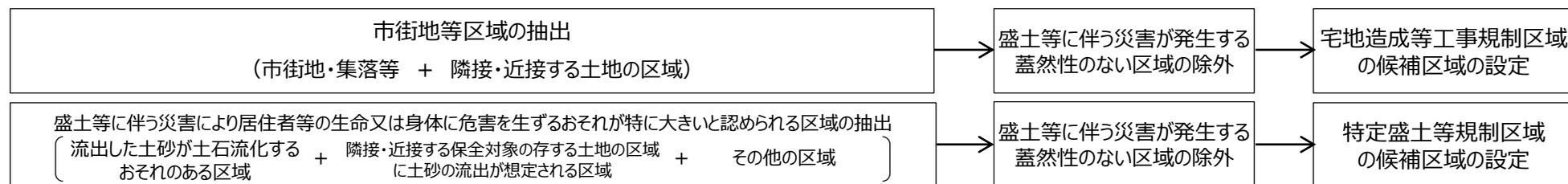
主として地震や降雨による盛土等の表層崩壊、大規模崩壊又は盛土等の崩落により流出した土砂が土石流化する現象を想定。

②特定盛土等規制区域

宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、次のいずれかに該当する区域のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域を除く区域とする。

- ▶盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域
- ▶盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域
- ▶土砂災害発生危険性を有する区域
- ▶過去に大災害が発生した区域
- ▶その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域

6 規制区域の指定に必要な調査の手順



7 調査の実施に当たっての留意事項

地形・地質に関する留意事項、調査の実施方法 等

9 規制区域の指定

規制区域の指定に当たっての基本的考え方、規制区域の指定の手順、規制区域の指定に当たっての留意事項

8 基礎調査実施後の実施事項

基礎調査の結果の通知、結果の公表、規制区域の指定、規制区域の指定後の基礎調査の実施

10 規制区域指定後の対応

規制区域の周知、規制区域の見直し